所得税の確定申告、贈与税の申告、個人事業者の消費税の確定申告

所得税

確定申告をしなければならない方

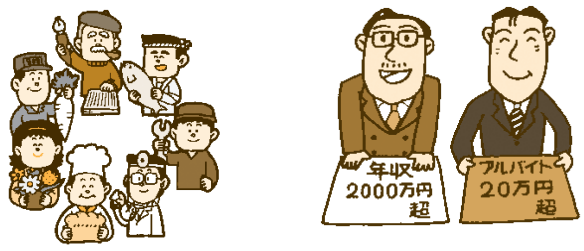

▶事業、不動産、土地・建物等の譲渡所得のある方
▶給与の収入金額が2000万円を超える方
▶給与所得のほかに、合計額が20万円を超える所得のある方
▶給与を2か所以上からもらっている方　など

確定申告をすると所得税が還付される方（源泉徴収税額のある方）

▶給与所得者で雑損控除、医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除（年末調整済の場合を除く）などを受けられる方
▶年の途中で退職した後、再就職しなかった方（年末調整をしていない場合）　など

贈与税

▶個人から不動産や現金をもらったり、経済的利益を得たりした方で、財産の価格の合計額が110万円を超える方
▶父母等から住宅取得等資金の贈与を受けた方（非課税であっても申告書の提出は必要）　など

消費税・地方消費税（個人事業者）

▶平成23年分の課税売上高が1000万円を超える事業者
▶23年分の課税売上高が1000万円以下で、24年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」の提出を済ませている事業者
▶特定期間（24年1月1日～6月30日）における課税売上高（課税売上高に代えて給与等支払額の合計額による判定も可）が1000万円を超える事業者　など

国税の申告から納税までの流れ

申告書の作成

申告書の作成は、国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』をご利用になると便利です。

確定申告　検索　クリック！

画面の案内に従って金額等を入力すると、税額などが自動計算され、所得税、贈与税、消費税・地方消費税の申告書等が作成できます。

作成が終わったら

印刷して提出

作成した申告書を税務署へ提出します。郵送で提出することもできます。なお、添付書類の提出は省略できません。

インターネットで送信！〔e-Tax（イータックス）〕

医療費の領収書や給与所得の源泉徴収票等は、その記載内容を入力して送信することにより、提出等を省略できます。

申告が終わったら

■還付

ご指定の金融機関への振込み、または郵便局窓口での受け取りとなります。なお、e-Taxで申告された還付申告は、3週間程度で還付できるよう、早期処理を行っています。

■納税

▶振替納税
申告所得税と個人事業者の消費税・地方消費税について利用できます。指定口座からの自動引き落としとなります。
▶電子納税（e-Tax）
全税目についてダイレクト納付または、インターネットバンキングによる納付ができます。
▶現金納付
現金に納付書を添えて金融機関または税務署の窓口で納付します。

㊟申告書の提出後に税務署から納付書や納税通知書等をお送りすることはありません。

確定申告についての調べ方

■国税庁ホームページを利用する

国税庁　検索　クリック！

▶タックスアンサー

よくあるご質問に対する回答を掲載しています。インターネット・携帯電話から24時間ご利用になれます。

■電話相談センターを利用する

最寄りの税務署へ電話をかけ、音声案内に従い「0」番を選択します。

▶電話相談センター

一般的な税に関する相談は、税理士または税務相談官がお答えします。

税務署からのお知らせ

■申告書作成会場

本所・向島税務署では、所得税・復興特別所得税、贈与税、個人消費税の確定申告書作成会場を次のとおり開設します。

[期間] 2月10日（月）～3月17日（月）
＊土・日曜日、祝日を除く
[受付] 午前8時半～　＊提出は午後5時まで
[相談] 午前9時15分～午後5時

■申告はお早めに！

確定申告書作成のために来署される場合は、左記期間にお越しください。

3月に入ると税務署は大変混み合います。特に会場が混雑している場合には、受付を早めに締め切ることがありますので、申告書の早期提出にご協力ください。

よくお問い合わせいただく質問について、お答えします

給与などの所得のある方の税金

Q1　専業主婦ですが、パートを始めました。いくらまでの収入なら税金がかかりませんか。また、夫の税金はどうなりますか。

A1　収入100万円以下であれば、特別区民税・都民税（以下「住民税」といいます。）、所得税ともにかかりません。収入100万円超から103万円以下であれば、所得税はかかりませんが、住民税はかかります（表2参照）。

夫の税金については、所得税や住民税の計算上、次の要件に当てはまれば配偶者控除または配偶者特別控除を受けられます。

配偶者控除は、パートの収入が103万円以下であれば定額（所得税は38万円、住民税は33万円）が控除されます。配偶者特別控除は、パートの収入が103万円超から141万円未満の場合に、その収入に応じ、一定の金額が控除されます（表2参照）。ただし、夫の合計所得が1000万円超の場合は適用されません。また、公的年金等収入の場合の課税・扶養の関係については、表3をご覧ください。

■パートの給与収入と課税・扶養の関係（表2）

パート給与収入金額	本人の税金		配偶者控除		配偶者特別控除額（単位：万円）	
	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税
100万円まで	課税されない		対象になる		0	
100万円超　103万円未満	課税される		対象にならない			
103万円						
103万円超　105万円未満					33	38
105万円以上 110万円未満					33	36
110万円以上 115万円未満					31	31
115万円以上 120万円未満					26	26
120万円以上 125万円未満					21	21
125万円以上 130万円未満					16	16
130万円以上 135万円未満					11	11
135万円以上 140万円未満					6	6
140万円以上 141万円未満					3	3
141万円以上					0	0

■公的年金等収入と課税・扶養の関係（表3）

	公的年金等収入金額	本人の税金		扶養控除	
		住民税	所得税	住民税	所得税
65歳未満（昭和24年1月2日以後に生まれた方）	105万円以下	課税されない		対象になる	
	105万円超　108万円以下	課税される			
	108万円超			対象にならない	
65歳以上（昭和24年1月1日以前に生まれた方）	155万円以下	課税されない		対象になる	
	155万円超　158万円以下	課税される			
	158万円超			対象にならない	

㊟公的年金等収入は雑所得に区分されます。

■軽自動車税・自動車税の登録・廃車の手続場所（表4）

	車種	ところ
軽自動車税	原動機付自転車 ミニカー 小型特殊自動車（フォークリフト等）	税務課税務係（区役所2階） ☎5608－6134
	軽三輪自動車 軽四輪自動車	軽自動車検査協会足立支所 （足立区入谷8－10－8） ☎3897－5675
	軽二輪自動車 二輪の小型自動車	足立自動車検査登録事務所 （足立区南花畑5－12－1） テレホンサービス ☎050－5540－2031
自動車税	上記以外の自動車 （大型特殊自動車を除く）	

㊟自動車税（軽自動車税を除く）の課税内容等については、東京都自動車税コールセンター ☎3525－4066または自動車税テレホンサービス ☎5985－7815にお問い合わせください。

Q2　医療費控除の対象となる医療費はどのようなものですか。

A2　医療費控除の対象となる医療費は、医師、歯科医師に支払う診療費や治療費のほか、治療や療養に必要な医薬品の購入費などです。また、通院にかかる交通費も控除の対象となります。

ただし、美容目的の歯科矯正費や健康診断（例外あり）・予防接種の費用、自家用車で通院する場合のガソリン代・駐車料金などは対象となりません。

なお、生命保険契約や健康保険から支給される入院給付金、出産育児一時金、療養費などは、医療費として支払った金額から差し引くことになります。

Q3　アルバイト先の給与収入に対する住民税は、どのように納めればよいのですか。

A3　年末調整を受けている給与以外のアルバイト収入に対する住民税の納付方法は、ご自身で選択することができます。確定申告書の「住民税に関する事項」の「給与・公的年金等に係る所得以外（平成26年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る住民税の徴収方法の選択」欄で給与から差引きを選択、または特別区民税・都民税申告書の「給与・公的年金等に係る所得以外（平成26年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の徴収方法」欄で特別徴収を選択した場合は、アルバイト分を含めた住民税の全額が給与から差し引かれます。また、普通徴収を選択した場合は、特別徴収分以外の住民税の差額をご本人に通知しますので、ご自身で納めていただきます。

自動車税と軽自動車税

Q4　自動車税と軽自動車税とは、どのような場合にかかってくるのですか。

A4　自動車税と軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者（割賦販売契約等で所有権が売主等にある場合は使用者）にかかる税金です。自動車を購入したときや譲渡したときは、必ず手続をしてください。

また、軽自動車税は月割の制度がないため、平成26年4月1日までに廃車手続をしないと、26年度分の税金が1年分課税されます。

Q5　原動機付自転車・ミニカー・小型特殊自動車（フォークリフト等）の登録、廃車手続にはどのような書類が必要ですか。

A5　▶新規登録＝販売証明書、印鑑　▶譲渡＝廃車確認書、譲渡証明書、印鑑　▶転入＝廃車確認書、印鑑（転入前の自治体で廃車手続をしていない場合は、ナンバープレート、標識交付証明書、印鑑）　＊登録者が法人名義の場合は、このほかに事務所の所在地が確認できる郵便物等と代表者印が必要です。　▶廃車＝ナンバープレート、標識交付証明書、印鑑　＊手続場所については、表4をご覧ください。

平成25年分から適用される所得税の主な改正点

■復興特別所得税の創設▶平成25年分から49年分までの間、復興特別所得税（原則として各年分の所得税の2.1%）を所得税と併せて申告・納付することとされました。　▶所得税の源泉徴収における復興特別所得税は、25年1月から徴収されています。　▶予定納税額は、所得税の額に復興特別所得税の額（原則として前年分の確定申告における所得税額の2.1%）を含めて計算することとなっています。

■国外財産調書の提出　25年12月31日において、価額の合計額が5000万円を超える国外財産を有する方は、26年3月17日（月）までに「国外財産調書」を提出することとされました。

■給与所得控除の改正　その年中の給与等の収入金額が1500万円を超える場合の給与所得控除について、245万円の上限が設けられました。詳しくは、4面をご覧ください。

不明な点がある方や、さらに詳しいことをお知りになりたい方は、4面に掲載の問合せ先へお気軽にご相談ください。